

議案第 28 号

石岡市職員配偶者同行休業条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市職員配偶者同行休業条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

人事院規則の一部改正に伴い、これに準じて、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について定めるため。

石岡市職員配偶者同行休業条例の一部を改正する条例

石岡市職員配偶者同行休業条例（平成27年石岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「，第3項」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は，配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第8条第1号から第3号までにおいて同じ。）の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり，及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

第7条第1号中「（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。